

我孫子市農業委員会委員及び我孫子市農地利用最適化推進委員の募集要領

任期満了に伴い、次のとおり募集します。応募は、「候補者の推薦」又は「自らの応募」のいずれの方法も可能です。

1. 募集期間

令和6年11月1日（金）から令和6年12月2日（月）まで

2. 募集する委員の定数、要件等

	農業委員	農地利用最適化推進委員
定数	10人	7人
任期	令和7年4月29日から令和10年4月28日まで（3年）	委嘱を受けた日から令和10年4月28日まで
報酬	月額55,000円	月額50,000円
身分	我孫子市の非常勤の特別職（市長が市議会の同意を得て任命）	我孫子市の非常勤の特別職（農業委員会が委嘱）
基本要件	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であること。	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者であること。
委員になることができない者	<ul style="list-style-type: none"> ○破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。 ○禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。 ○暴力団員等である者又は暴力団もしくは暴力団員等と密接な関係を有する者。 ○市税を滞納している者。 	
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○農業委員会の総会（毎月開催）に出席し、農地の貸借・売買や農地転用許可について審議・判断を行ない、判断にあたっては現地調査を行ないます。 ○耕作放棄地の発生防止・解消のため、農地所有者への意向調査等を行ないます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の農業者の話し合いの推進、農地の出し手と受け手への働きかけを行ない、担い手への農地利用集積を進めます。 ○地元に知り合いの少ない新規就農希望者の相談先として農地所有者との架け橋となり、就農候補地をあっせんします。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集する担当区域の区分と定員	なし	別表のとおり

別表（農地利用最適化推進委員を募集する担当区域の区分と定員表）

区分	担当する区域	定員
第1区域	布施・布施下・久寺家・久寺家1丁目・久寺家2丁目・根戸・根戸新田・呼塚新田・つくし野・つくし野1丁目・つくし野2丁目・つくし野3丁目・つくし野4丁目・つくし野5丁目・つくし野6丁目・つくし野7丁目・船戸1丁目・船戸2丁目・船戸3丁目・台田1丁目・台田2丁目・台田3丁目・台田4丁目・我孫子・我孫子1丁目・我孫子2丁目・我孫子3丁目・我孫子4丁目・我孫子新田・白山1丁目・白山2丁目・白山3丁目・本町1丁目・本町2丁目・本町3丁目・緑1丁目・緑2丁目・寿1丁目・寿2丁目・栄・若松・泉・並木5丁目・並木6丁目・並木7丁目・並木8丁目・並木9丁目・天王台1丁目・天王台2丁目・天王台3丁目・天王台4丁目・天王台5丁目・天王台6丁目・東我孫子1丁目・東我孫子2丁目・柴崎・柴崎台1丁目・柴崎台2丁目・柴崎台3丁目・柴崎台4丁目・柴崎台5丁目・弁天下・北新田・日の出・青山台1丁目・青山台2丁目・青山台3丁目・青山台4丁目・青山・南青山・高野山・高野山新田・下ヶ戸・岡発戸・岡発戸新田・都部・都部新田・都部村新田	3人
第2区域	湖北台1丁目・湖北台2丁目・湖北台3丁目・湖北台4丁目・湖北台5丁目・湖北台6丁目・湖北台7丁目・湖北台8丁目・湖北台9丁目・湖北台10丁目・中峠台・中峠・中峠村下・中里・中里新田・古戸・日秀・日秀新田・上沼田・中沼田	2人
第3区域	新木・新木野1丁目・新木野2丁目・新木野3丁目・新木野4丁目・新木村下・南新木1丁目・南新木2丁目・南新木3丁目・南新木4丁目・布佐西町・布佐1丁目・布佐・布佐平和台1丁目・布佐平和台2丁目・布佐平和台3丁目・布佐平和台4丁目・布佐平和台5丁目・布佐平和台6丁目・布佐平和台7丁目・江蔵地・都・新々田・三河屋新田・相島新田・相島・大作新田・布佐下新田・浅間前新田・浅間前・下沼田	2人

3. 推薦又は応募の方法等

次に該当する様式を用いて書類を作成し、提出先窓口に持参してください。なお、各様式は、農政課及び農業委員会事務局に備えてあります。市ホームページからもダウンロードできます。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
個人が推薦する場合	様式第1号 我孫子市農業委員会委員候補者の推薦書（個人用）	様式第1号 農地利用最適化推進委員の候補者の推薦書（個人用）
法人又は団体が推薦する場合	様式第2号 我孫子市農業委員会委員候補者の推薦書（法人・団体用）	様式第2号 農地利用最適化推進委員の候補者の推薦書（法人・団体用）
自ら応募する場合	様式第3号 我孫子市農業委員会委員の募集に対する応募書	様式第3号 農地利用最適化推進委員の募集に対する応募書
推薦書及び応募書の提出先	我孫子市環境経済部農政課 （水の館3階）	我孫子市農業委員会事務局 （水の館2階）
提出期間	令和6年11月1日（金）から令和6年12月2日（月）まで （土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）	

（注1）農業委員と農地利用最適化推進委員は、双方について重複して推薦を受ける又は応募することができますが、農地利用最適化推進委員は農業委員を兼ねて委嘱を受けることはできません。

（注2）農地利用最適化推進委員は、募集の担当区域の複数に応募することができますが、担当区域を兼ねて委嘱を受けることはできません。

（注3）推薦を受ける者もしくは応募者が市外在住者である場合は、推薦書もしくは応募書に住民票の写しを添付してください。

（注4）推薦を受けた者及び応募者に関する情報（住所・電話番号を除く）は「農業委員会等に関する法律」に基づき、募集期間の中間及び終了時点で公表します。

4. 委員の選任基準・配慮事項等

農業委員については、主に以下の基準・配慮事項をもとに候補者の選任を行います。

①次に掲げる者が定数の過半数を占めること。

- ・認定農業者である個人
 - ・認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人
- ※認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、例外措置あり。

②農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を含めること。

③年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮すること。

5. 問合せ先

農業委員	農地利用最適化推進委員
我孫子市環境経済部農政課 水の館3階（高野山新田193番地） 電話：04-7185-1481 担当：佐藤・榎本	我孫子市農業委員会事務局 水の館2階（高野山新田193番地） 電話：04-7185-1483 担当：鈴木・片桐